

日本年金機構が実施するマイナンバー法第16条に基づく本人確認について

日本年金機構がマイナンバーの提供を受ける場合、マイナンバー法第16条に基づき、以下のとおり本人確認(マイナンバーの確認と身元(実存)確認)を実施します。なお、代理人が本人のマイナンバーを提供する場合は、本人のマイナンバーの確認にあわせて、戸籍謄本、委任状等の書類による代理権の確認と、代理人の身元(実存)確認を行います。

【日本年金機構が本人からマイナンバーの提供を受ける場合】

○対面・郵送による場合（対面の場合は原本により確認。郵送の場合は原本またはその写しにより確認）



マイナンバーの確認

■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認

- ①マイナンバーカード
 - ②通知カード※
 - ③マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き、利用可能。

■左記による確認が困難な場合は、次の方法による確認

- ・地方公共団体情報システム機構への確認
- ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報ファイルによる確認

身元(実存)確認

■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認

- ①マイナンバーカード
- ②運転免許証、運転経歴証明書
- ③住民基本台帳カード(写真付きのもの)
- ④旅券(パスポート)
- ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ⑥在留カード、特別永住者証明書
- ⑦官公署等が発行した資格証明書で次に掲げるもの(写真付きのもの)☆

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ・船員手帳 | ・認定電気工事従事者認定証 |
| ・海技免状 | ・特種電気工事資格者認定証 |
| ・小型船舶操縦免許証 | ・耐空検査員の証 |
| ・猟銃・空気銃所持許可証 | ・航空従事者技能証明書 |
| ・戦傷病者手帳 | ・運航管理者技能検定合格証明書 |
| ・宅地建物取引士証 | ・動力車操縦者運転免許証 |
| ・電気工事士免状 | ・教習資格認定証 |
| ・無線従事者免許証 | ・検定合格証(警備員に関する検定の合格証) |

■左記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認(異なる丸数字の組合せが必要)

- ⑧被保険者証、組合員証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合等)㊸
- ⑨児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ⑩住民基本台帳カード(写真付きでないもの)
- ⑪公的年金(企業年金、基金を除く)の年金証書または恩給証書
- ⑫年金手帳
- ⑬日本年金機構が交付した通知書(年金額改定通知書、年金振込通知書 等)☆
- ⑭印鑑登録証明書
- ⑮学生証(写真付きのもの)☆
- ⑯官公署等が発行した身分証明書(写真付きのもの)☆
- ⑰官公署等が発行した資格証明書(写真付きのもので⑦に掲げる書類以外のもの)☆

- (備考)
- ・☆印(⑦、⑬、⑮、⑯、⑰)については、氏名、生年月日(又は住所)が記載されたものに限る。
 - ・資格(身分)証明書(官公署等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの)は原本の提示が必要(写しや画像は不可)。
 - ・日本年金機構が基礎年金番号・氏名・住所等を予め印字して本人に交付した届書等については、当該届書等を使用して届出を行う場合には、これを身元(実存)確認書類として扱う。
 - ・㊸医療保険の被保険者証等(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、共済組合等)の写しを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。